

- 日時：5月28日(土) 午後2時
◎連休中と5月の休館日
4月29日(金)、5月1日(日)
2日(月)、3日(火)、9日(月)
16日(月)、23日(月)、30日(月)
●5月4日(水)・5日(木)は開館
※休館日中の本の返却は、ブックポストへお願いします。
- エナジウムパークイベント情報**
能代エナジウムパーク
☎52-2955
- ◎エビネ展
エビネを約150鉢展示。
日時：5月7日(土)・8日(日)
午前9時30分～午後4時30分
※8日は午後3時で終了
入場料：無料
出展協力者：エビネ愛好会
◎期間中はまなす館にて植替え実演講習会を行います。(約1時間)
※7日は午前10時30分・午後2時
8日は午前10時30分
◎春の山野草展
春の山野草を約130鉢展示。
日時：5月14日(土)・15日(日)
午前9時30分～午後4時30分
※15日は午後3時で終了
入場料：無料
出展協力者：能代白神山草会
◎期間中はまなす館にて植替え実演講習会を行います。
※どちらの日も午後1時～2時

国民年金保険料は忘れずに納めましょう



納め忘れなどにより、保険料を未納のままにしておくと、将来年金を受け取ることができなくなったり、年金額が少なくなってしまうことがあります。お手持ちの納付書により納付期限を確認し、納めてください。保険料の納め忘れを防ぐには、安心・便利な口座振替をおすすめします。

◎国民年金には保険料の免除制度があります

経済的な事情などで、保険料を納めることができない場合、免除制度を利用することができます。免除には、全額免除と半額免除があります。

◎学生は国民年金保険料の納付特例制度があります

学生本人の前年の所得が118万円以下であれば、申請により保険料の納付特例制度の適用を受けることができます。

これは、保険料の納付が困難な場合、申請すると在学期間中の納付が猶予されます。夜間部、定時制、通信制課程で学ぶ学生も納付特例制度の対象になります。

障害者相談センターの名称変更と来所判定の実施のお知らせ

県障害者相談センターが、県福祉相談センターとして新しくオープンしました。専用相談電話は☎018-831-2940です。

それに伴い、現在行っている義肢肢体不自由者の補装具の来所判定に加え、聴覚障害者の補装具の来所判定も行います。日程などが決まっていますので、希望する人は市役所福祉課(第4庁舎⑫番窓口)に申し込んでください。

また、今年も能代市で聴覚・義肢肢体巡回相談が開催されますので、あわせてご利用ください。日程などは、広報紙面でお知らせいたします。

(問合せ) ふれあい福祉係 ☎89-2153

◎新しく若年者納付猶予制度ができました(平成17年4月から)

20歳代の人を対象とした制度です。本人と配偶者の所得が一定額以下であれば、申請により保険料の納付が猶予されます。

申請する場合は、市役所の国民年金の窓口(第4庁舎⑨番窓口)でご相談ください。

(問合せ) 国民年金係 ☎89-2168

福祉用具購入費と住宅改修費の「受領委任払い」について

介護保険の福祉用具購入費および住宅改修費の支払いについて、5月1日以降の支給申請分から「償還払い」と「受領委任払い」のどちらかを利用できます。

◎「受領委任払い」とは

福祉用具購入および住宅改修をした場合、事業者が介護保険給付分(保険給付の対象費用の9割)の受領を委任したうえで、自己負担分(保険給付の対象費用の1割)を支払います。その後、市へ介護保険給付分の支給申請を行い、市から事業者へ支払います。

◎「償還払い」とは

福祉用具購入および住宅改修をした場合、事業者が費用の全額を支払います。その後、市へ介護保険給付分の支給申請を行い、市から被保険者へ支払います。

◎「受領委任払い」の手続きなどについて

ご利用には条件があり、手続きも「償還払い」とは少し異なります。

事前に介護支援専門員(ケアマネージャー)および事業者と相談してください。

(問合せ) 介護給付係 ☎89-2157